



資料編 2



貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	負債・純資産の部	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	令和3年度 (令和4年3月31日現在)
現金	860	744	貯金	2,843,330	2,828,343
預け金	1,578,053	1,504,673	当座貯金	25,078	32,991
系統預け金	1,578,029	1,504,493	普通貯金	10,901	7,830
系統外預け金	23	179	貯蓄貯金	57	66
買入金銭債権	30,872	23,529	別段貯金	2,681	1,553
金銭の信託	34,096	37,795	定期貯金	2,804,595	2,785,888
有価証券	1,176,808	1,202,933	定期積金	15	12
国債	195,597	147,985	譲渡性貯金	-	-
地方債	31,352	9,754	借用金	129,300	82,800
政府保証債	4,516	4,206	代理業務勘定	1	66
社債	61,518	56,125	その他負債	15,774	39,312
外国証券	571,077	680,324	未払法人税等	1,120	899
株式	32,085	33,151	貯金利子諸税その他	17	17
受益証券	280,660	271,384	金融派生商品	10,187	36,266
貸出金	340,731	319,807	仮受金	3,013	712
手形貸付	2,067	628	リース債務	41	143
証書貸付	242,249	211,951	未払金	0	33
当座貸越	273	284	その他の負債	30	21
金融機関貸付	96,141	106,943	未払費用	1,324	1,202
その他資産	7,841	9,383	前受収益	20	6
差入保証金	5	5	未決済為替借	18	10
金融派生商品	-	55	諸引当金	6,574	6,750
仮払金	241	813	相互援助積立金	5,810	5,928
未収金	0	0	賞与引当金	67	67
その他の資産	1,571	1,558	退職給付引当金	657	707
未収収益	5,949	5,814	役員退職慰労引当金	38	46
前払費用	48	54	繰延税金負債	26,298	15,120
未決済為替貸	25	1,082	債務保証	36	38
有形固定資産	4,054	4,056	(負債の部合計)	3,021,316	2,972,433
建物	2,145	2,037	出資金	131,337	132,435
土地	1,376	1,376	(うち後配出資金)	(73,462)	(74,560)
リース資産	41	155	再評価積立金	6	6
その他の有形固定資産	491	486	利益剰余金	94,608	101,561
無形固定資産	944	1,195	利益準備金	38,618	40,718
ソフトウェア	769	1,144	その他利益剰余金	55,990	60,843
ソフトウェア仮勘定	172	48	経営基盤安定化積立金	7,990	7,990
その他の無形固定資産	2	2	信用事業構造改革積立金	-	3,000
外部出資	144,427	144,427	JASTEM更改対応積立金	1,147	1,147
系統出資	143,759	143,759	IT基盤対応積立金	-	300
系統外出資	608	608	特別積立金	31,630	31,630
子会社等出資	60	60	当期末処分剰余金	15,223	16,776
債務保証見返	36	38	(うち当期剰余金)	(10,116)	(12,238)
貸倒引当金	△1,445	△1,092	会員資本合計	225,952	234,003
資産の部合計	3,317,281	3,247,494	その他有価証券評価差額金	70,012	41,056
			評価・換算差額等合計	70,012	41,056
			(純資産の部合計)	295,964	275,060
			負債・純資産の部合計	3,317,281	3,247,494



損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
	(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)	(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)
経常収益	31,866	32,428
資金運用収益	26,448	26,574
貸出金利	2,172	2,113
預け金利	117	35
有価証券利息配当金	14,500	14,524
その他受入利息	9,657	9,900
(うち受取奨励金)	(9,089)	(8,466)
(うち受取特別配当金)	(444)	(1,328)
役員取引等収益	1,250	1,261
受入為替手数料	16	13
その他の受入手数料	1,233	1,248
その他事業収益	2,282	2,695
受取出資配当金	2,095	2,095
受取助成金	0	-
国債等債券売却益	159	588
金融派生商品収益	27	-
外国為替売買益	-	12
その他経常収益	1,885	1,897
貸倒引当金戻入益	-	353
株式等売却益	558	-
金銭の信託運用益	1,261	1,484
その他の経常収益	65	59
経常費用	19,430	17,916
資金調達費用	14,386	13,826
貯金利息	219	76
譲渡性貯金利息	2	-
その他支払利息	14,164	13,750
(うち支払奨励金)	(14,161)	(13,747)
役員取引等費用	164	173
支払為替手数料	5	4
その他の支払手数料	159	169
その他の役員取引等費用	0	0
その他事業費用	374	84
外国為替売買損	259	-
国債等債券売却損	114	84
経費	3,561	3,657
人件費	1,174	1,170
物件費	2,305	2,404
税金	80	82
その他経常費用	943	173
貸倒引当金繰入額	697	-
相互援助積立金繰入額	116	118
株式等売却損	116	24
金銭の信託運用損	6	25
その他の経常費用	6	5
経常利益	12,436	14,512
特別利益	-	-
特別損失	1	0
固定資産処分損	1	0
税引前当期利益	12,435	14,511
法人税、住民税及び事業税	2,379	2,235
法人税等調整額	△60	37
法人税等合計	2,318	2,272
当期剰余金	10,116	12,238
当期首繰越剰余金	5,060	4,538
JASTEM更改対応積立金取崩額	47	-
当期末処分剰余金	15,223	16,776

令和3年度注記表

1 重要な会計方針に関する事項

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

- ・売買目的有価証券 …時価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・満期保有目的の債券 …定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

(3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。

(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(5) 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～30年

(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、0としております。

(8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(9) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。当該修正は、過去の実績率が期末日現在で保有する債権の信用リスクを反映しない場合において、債権を内部格付ごとに区分し、当該区分に応じたデフォルト率等の外部情報を用いることにより、実施しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金算出基準」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「東京都JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

(10) 収益及び費用の計上基準

・有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準

その他利益剰余金の処分による株式配当金(配当財産が金銭である場合に限る)の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上しております。

ただし、決議の効力が発生した日の後、通常要する期間内に支払を受けるものであれば、その支払を受けた日の属する事業年度に認識しております。

・顧客との契約から生じる収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(11) ヘッジ会計の方法

「為替リスクヘッジ規程」及び「余裕金運用規程」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

・為替変動リスクヘッジ

外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建有価証券における為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建有価証券に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより有効性を評価しております。

(12) 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

(13) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

2 会計方針の変更に関する事項

(1) 当会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

(2) 当会は、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従い、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたり適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 1,092百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(9)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、上記の仮定を設定するにあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う経済活動の停滞等は、当会の一部債務者の業績に影響を与えているものの、長期間の継続は見込まれず、徐々に収束や正常化が進み、実体経済についても本格的な回復局面に移るものと想定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

上記「②主要な仮定」は不確実性を伴い、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化するなど、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,723百万円であります。

- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として空調設備等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	3百万円	6百万円	9百万円
オペレーティング・リース	4百万円	1百万円	5百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済等の取引として預け金 65,016百万円を差し入れております。

なお、その他の資産には、保証金5百万円が含まれております。

- (4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引、株式貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債及び株式、外国証券に合計293,787百万円含まれております。

- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は6百万円であります。

- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は211百万円であります。

- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、債務はありません。

- (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	354百万円
危険債権額	300百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
合計額	654百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行)

- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は6,189百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金49,551百万円が含まれております。

5 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額は7百万円であります。
- | | |
|---------|------|
| うち事業取引高 | 7百万円 |
|---------|------|
- (2) 子会社等との取引による費用総額は47百万円であります。
- | | |
|---------|-------|
| うち事業取引高 | 47百万円 |
|---------|-------|

6 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、東京都を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体及び、都内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として都内の取引先及び個人に対する貸出金(当座貸越契約、出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は金外信託により運用しており、その構成資産は、受益証券及び投資証券等であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(売買目的及びその他目的)で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金であります。

このほか、一部の外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、時価ヘッジを適用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部により行われ、また、定期的にはリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会の協議を経て理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会等へ報告を行っております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、一部の外貨建有価証券に対して為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行っております。なお、これらの取引については時価ヘッジを適用しております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は理事会及びリスク管理委員会にて定期的に報告を行っております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、為替リスクヘッジ規程に基づき実施しております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で66,249百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)は、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、下表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,504,673	1,504,687	13
買入金銭債権			
その他目的	18,542	18,542	—
有価証券に該当しないもの	4,986	4,988	2
金銭の信託			
その他目的	37,795	37,795	—
有価証券			
満期保有目的の債券	9,409	9,448	38
その他有価証券	1,193,523	1,193,523	—
貸出金	319,807		
貸倒引当金	△1,087		
貸倒引当金控除後	318,720	319,551	831
資産計	3,087,652	3,088,538	885
貯金	2,828,343	2,828,377	33
借入金	82,800	82,775	△24
負債計	2,911,143	2,911,152	8
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	△36,211	△36,211	—
デリバティブ取引計	△36,211	△36,211	—

(脚注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、d及びeと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用し、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

一定の期間ごとに区分した借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	144,427百万円
合計	144,427百万円

(脚注)1. 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,504,673	—	—	—	—	—
買入金銭債権 その他目的のうち 満期があるもの	2,000	8,257	—	—	—	8,330
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券の うち満期があるもの	9,410	—	—	—	—	—
	4,986	—	—	—	—	—
貸出金	72,455	60,482	44,651	43,505	21,273	77,438
合計	1,710,280	163,826	176,725	99,710	79,425	713,865

(脚注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越284百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金47,151百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、不均等返済で返済金額が未定の案件については、償還日に合わせて記載しております。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,827,863	336	36	14	92	—
借入金	49,100	24,100	5,700	3,900	—	—
合計	2,876,963	24,436	5,736	3,914	92	—

(脚注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の住宅ローン債権信託及び貸付債権信託等の受益権証書が含まれております。以下(2)まで同様であります。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	1,499	1,509	9
	地方債	4,709	4,729	19
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	3,200	3,209	9
	小計	9,409	9,448	38
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		9,409	9,448	38

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	32,853	10,407	22,446
	債券			
	国債	114,014	111,766	2,248
	地方債	5,044	4,999	45
	社債	32,114	31,735	379
	外国証券	421,032	403,955	17,077
	その他	1,006	1,000	6
	その他	156,526	117,459	39,067
	小計	762,594	681,323	81,270
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	297	309	△11
	債券			
	国債	32,470	33,099	△628
	地方債	—	—	—
	社債	24,011	24,214	△202
	外国証券	259,291	278,935	△19,644
	その他	—	—	—
	その他	133,401	137,427	△4,026
	小計	449,472	473,986	△24,513
合 計		1,212,066	1,155,309	56,756

(脚注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債15,846百万円を差し引いた金額40,910百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株 式	126百万円	一百万円	24百万円
債 券	38,645百万円	588百万円	84百万円
その他	一百万円	一百万円	一百万円
合 計	38,772百万円	588百万円	109百万円

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

① その他の金銭の信託

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	37,795百万円	37,621百万円	173百万円	1,326百万円	1,152百万円

(脚注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債27百万円を差し引いた金額146百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	657 百万円
退職給付費用	63 百万円
退職給付の支払額	<u>△ 12 百万円</u>
期末における退職給付引当金	<u>707 百万円</u>

b 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	63 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっており、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、127百万円となっております。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	49 百万円
相互援助積立金	1,655 百万円
退職給付引当金超過額	197 百万円
減価償却超過額	41 百万円
未払事業税	144 百万円
未払費用否認額	308 百万円
その他	102 百万円

繰延税金資産小計 2,500 百万円

評価性引当額 △ 1,747 百万円

繰延税金資産合計(A) 753 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △ 15,873 百万円

繰延税金負債合計(B) △ 15,873 百万円

繰延税金負債の純額(A)+(B) △ 15,120 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.31 %
事業分量配当金	△ 9.42 %
住民税均等割等	0.04 %
評価性引当額の増減	<u>△ 0.57 %</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>15.66 %</u>

令和2年度注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。
 - また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 2年~50年
 - その他 2年~30年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、0としております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 引当金の計上方法
 - 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要額」に則り、次のとおり計上しております。
 - 正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。当該修正は、過去の実績率が期末日現在で保有する債権の信用リスクを反映しない場合において、債権を内部格付ごとに区分し、当該区分に応じたデフォルト率等の外部情報を用いることにより、実施しております。
 - 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - 賞与引当金
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
 - 役員退職慰労引当金
 - 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金算出基準」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しております。
 - 相互援助積立金
 - 相互援助積立金は、「東京都J Aバンク支援制度要領」に基づき、J Aバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
- 収益及び費用の計上基準
 - 有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準
 - その他利益剰余金の処分による株式配当金(配当財産が金銭である場合に限る)の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上しております。
 - ただし、決議の効力が発生した日の後、通常要する期間内に支払を受けるものであれば、その支払を受けた日の属する事業年度に認識しております。
- ヘッジ会計の方法
 - 「為替リスクヘッジ規程」及び「余裕金運用規程」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
 - ・為替変動リスク・ヘッジ
 - 外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによるものであります。
 - ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建有価証券の為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建有価証券に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。
- 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
 - 投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
 - (追加情報)
 - 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当事業年度末から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示しております。

2 表示方法の変更に関する事項

農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より貸倒引当金に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であり、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- 貸倒引当金
- 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
 - 貸倒引当金 1,445百万円
 - 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - 算出方法
 - 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」(9)引当金の計上方法」①「貸倒引当金」に記載しております。
 - 主要な仮定
 - 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - なお、上記の仮定を設定するにあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う経済活動の停滞等は、当会の一部債務者の業績に影響を与えているものの、長期間の継続は見込まれず、徐々に収束や正常化が進み、実体経済についても本格的な回復局面に移ると想定しております。
 - 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響
 - 上記②主要な仮定は不確実性を伴い、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化するなど、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- 有形固定資産の減価償却累計額は、3,423百万円であります。
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として空調設備等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	3百万円	8百万円	11百万円
オペレーティング・リース	7百万円	2百万円	10百万円
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
 - 為替決済等の取引として預け金 65,016百万円を差し入れております。
 - なお、その他の資産には、保証金5百万円が含まれております。
- 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引、株式貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債及び株式、外国証券に合計265,536百万円含まれております。
- 子会社等に対する金銭債権の総額は7百万円であります。
- 子会社等に対する金銭債務の総額は176百万円であります。
- 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、債務はありません。
- 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は1,668百万円であります。
 - なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由がしている貸出金であります。
 - また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。
 - なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。
 - なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,668百万円であります。

- なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は4,926百万円であります。
- (13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金50,551百万円が含まれております。

5 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額は7百万円であります。
うち事業取引高 7百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額は46百万円であります。
うち事業取引高 46百万円

6 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当社は、東京都を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会社が預かる仕組みとなっております。
- 当会社では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体及び、都内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当会社が保有する金融資産は、主として都内の取引先及び個人に対する貸出金(当座貸越契約、貸付コミットメントを含む)及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(売買目的及びその他目的)で保有しております。
- 借入金金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金であります。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- このほか、一部の外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、時価ヘッジを適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当社は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運用しております。
- これらの与信管理は、営業部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- b 市場リスクの管理
- (a) 金利リスクの管理
- 当社は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会の協議を経て理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会等へ報告を行っております。
- (b) 為替リスクの管理
- 当社は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、主に一部の外貨建有価証券における時価ヘッジであります。
- (c) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従って行っております。
- 運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
- これらの情報は理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告を行っております。
- (d) デリバティブ取引
- デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、為替リスクヘッジ規程に基づき実施しております。
- (e) 市場リスクに係る定量的情報
- 当会社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。
- 当会社では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当社のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和3年3月31日現在で当社の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で52,476百万円です。

なお、当会社では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、下表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,578,053	1,578,072	19
買入金銭債権 その他目的 有価証券に該当しないもの	21,686 9,186	21,686 9,190	— 4
金銭の信託 その他目的	34,096	34,096	—
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	22,537 1,154,270	22,729 1,154,270	192 —
貸出金 貸倒引当金 貸倒引当金控除後	340,731 △1,439 339,291	340,468	1,177
資産計	3,159,122	3,160,515	1,392
貯金	2,843,330	2,843,378	48
借入金	129,300	129,300	—
負債計	2,972,630	2,972,678	48
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	△10,187	△10,187	—
デリバティブ取引計	△10,187	△10,187	—

(脚注)1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております
2.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、次項d及びeと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

株式は取引所の価格、債券は業界団体が公表する取引価格等によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

一定の期間ごとに区分した借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	144,427百万円
合計	144,427百万円

（脚注）1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められているため、時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,578,053	—	—	—	—	—
買入金銭債権 その他目的のうち 満期があるもの 有価証券に該当しないもの	1,349	9,700	837	—	—	9,741
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券のうち 満期があるもの	13,128	9,410	—	—	—	—
	88,581	77,833	79,262	106,827	50,062	601,876
貸出金	75,713	63,003	50,034	38,840	29,823	83,318
合計	1,761,024	164,932	130,134	145,667	79,885	694,935

（脚注）1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越273百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金47,151百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、不均等返済で返済金額が未定の案件については、償還日に合わせて記載しております。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,842,909	354	45	4	15	—
借入金	50,400	49,100	24,100	5,700	—	—
合計	2,893,309	49,454	24,145	5,704	15	—

（脚注）1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の住宅ローン債権信託及び貸付債権信託等の受益権証書が含まれております。以下(2)まで同様であります。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	2,000	2,028	28
	地方債	17,337	17,464	126
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	3,200	3,236	36
	小計	22,537	22,729	192
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		22,537	22,729	192

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	32,085	10,818	21,266
	債券	—	—	—
	国債	181,098	177,068	4,030
	地方債	14,014	13,896	118
	社債	49,384	48,812	572
	外国証券	502,012	466,472	35,539
	その他	1,316	1,300	16
	その他	265,306	223,520	41,785
小計	1,045,218	941,889	103,329	
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	12,498	12,587	△88
	地方債	—	—	—
	社債	12,134	12,243	△109
	外国証券	69,065	74,746	△5,681
	その他	—	—	—
その他	37,040	38,055	△1,015	
小計	130,738	137,633	△6,895	
合計	1,175,957	1,079,523	96,434	

（脚注）1. 上記差額合計から繰延税金負債26,924百万円を差し引いた金額69,509百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株 式	1,288百万円	558百万円	116百万円
債 券	5,306百万円	159百万円	4百万円
その他	0百万円	0百万円	0百万円
合計	6,594百万円	718百万円	120百万円

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

① その他の金銭の信託

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	34,096百万円	33,429百万円	667百万円	1,305百万円	637百万円

（脚注）1. 上記差額合計から繰延税金負債164百万円を差し引いた金額502百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	644 百万円
退職給付費用	59 百万円
退職給付の支払額	△46 百万円
期末における退職給付引当金	657 百万円

b 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	59 百万円
----------------	--------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっており、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、146百万円となっております。

10 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰 延 税 金 資 産	繰 延 税 金 負 債
貸倒引当金超過額	167 百万円
相互援助積立金	1,622 百万円
退職給付引当金超過額	183 百万円
減価償却超過額	44 百万円
未払事業税	153 百万円
未払費用否認額	326 百万円
その他	123 百万円
繰延税金資産小計	2,620 百万円
評価性引当額	△1,829 百万円
繰延税金資産合計(A)	790 百万円
繰延税金負債合計(B)	△27,089 百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△26,298 百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.67 %
事業分戻配当金	△7.62 %
住民税均等割等	0.05 %
評価性引当額の増減	0.97 %
その他	△0.01 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.64 %

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	15,223	16,776
任 意 積 立 金 取 崩 額	47	—
剰 余 金 処 分 額	10,685	12,296
利 益 準 備 金	2,100	2,500
任 意 積 立 金	3,300	3,000
信用事業構造改革積立金	(3,000)	(2,000)
IT基盤対応積立金	(300)	(600)
JASTEM更改対応積立金	(—)	(400)
出 資 配 当 金	1,888	1,899
普通出資に対する配当金	(1,157)	(1,157)
後配出資に対する配当金	(730)	(741)
事業分量配当金	3,397	4,896
次 期 繰 越 剰 余 金	4,538	4,480

- (注) 1. 普通出資に対する配当率は年2.0%の割合です。
 2. 後配出資に対する配当率は年1.0%の割合です。
 3. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。
 令和2年度 1年定期貯金(貯蓄奨励金の支払対象)の平均残高の基本部分に対して年0.1268%
 令和3年度 1年定期貯金(貯蓄奨励金の支払対象)の平均残高の基本部分に対して年0.1832%
 4. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、取崩基準は次のとおりです。
 5. 誤謬の訂正により、令和2年度の任意積立金取崩額は前年度報告値と内容が異なります。

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準
経営基盤安定化積立金	本都信用事業の基盤の維持・強化に資するため予測しがたい諸リスクに備えて積立てるものとする。	150億円	経営管理委員会の決議に基づき、左記積立目的に照らして必要な額を取り崩す。
JASTEM更改対応積立金	JASTEMの新システム基盤更改に伴う各種対応に備えて積立てるものとする。	30億円	JASTEMの新システム基盤更改に伴う都センターシステム対応及び奨励金等によるJAへの補完的支援、その他付随費用に充てる場合に取り崩す。
信用事業構造改革積立金	JAバンク東京の信用事業基盤を拡充し、事業のさらなる伸長に資するため、持続可能な収益性確保に向けたJAの信用事業構造改革に対する、各種奨励措置等に備えて積立てるものとする。	50億円	経営管理委員会の決議に基づき、左記積立目的に照らして必要な額を取り崩す。
IT基盤対応積立金	JAの事務合理化や組合員の利便性向上等に資するIT基盤・環境の構築等の対応に備えて積立てるものとする。	30億円	経営管理委員会の決議に基づき、左記積立目的に照らして必要な額を取り崩す。

貯金

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
流 動 性 貯 金	36,774 (1.3)	37,756 (1.3)	981
定 期 性 貯 金	2,759,952 (98.4)	2,806,688 (98.6)	46,735
そ の 他 の 貯 金	1,641 (0.1)	1,730 (0.1)	89
計	2,798,368 (99.8)	2,846,175 (100.0)	47,806
譲 渡 性 貯 金	5,087 (0.2)	0 (0.0)	△ 5,087
合 計	2,803,456 (100.0)	2,846,175 (100.0)	42,718

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. ()内は構成比です。構成比については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
定 期 貯 金	2,804,595 (100.0)	2,785,888 (100.0)	△ 18,707
う ち 固 定 金 利 定 期	2,804,595 (100.0)	2,785,888 (100.0)	△ 18,707
う ち 変 動 金 利 定 期	— (—)	— (—)	—

(注) 1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ()内は構成比です。構成比については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

貸出金

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
手 形 貸 付	2,537	1,306	△ 1,231
証 書 貸 付	252,900	228,753	△ 24,147
当 座 貸 越	243	248	5
金 融 機 関 貸 付	89,797	103,488	13,691
割 引 手 形	-	-	-
合 計	345,478	333,796	△ 11,682

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	179,344 (52.6)	158,232 (49.5)	△ 21,111
変 動 金 利 貸 出	161,386 (47.4)	161,574 (50.5)	188
合 計	340,731 (100.0)	319,807 (100.0)	△ 20,923

(注)()内は構成比です。構成比については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

貸出金の用途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
設 備 資 金	5,759 (1.7)	3,659 (1.1)	△ 2,100
運 転 資 金	334,971 (98.3)	316,148 (98.9)	△ 18,822
合 計	340,731 (100.0)	319,807 (100.0)	△ 20,923

(注)()内は構成比です。構成比については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農 業	633 (0.2)	598 (0.2)	△ 34
林 業	40 (0.0)	50 (0.0)	10
水 産 業	700 (0.2)	1,000 (0.3)	300
製 造 業	44,570 (13.1)	42,260 (13.2)	△ 2,310
鉱 業	- (-)	- (-)	-
建 設 業	1,270 (0.4)	510 (0.2)	△ 760
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	9,170 (2.7)	9,170 (2.9)	-
運 輸 ・ 通 信 業	23,540 (6.9)	22,841 (7.1)	△ 699
卸 売・小 売・飲 食 業	24,417 (7.2)	21,749 (6.8)	△ 2,667
金 融 ・ 保 険 業	147,564 (43.3)	130,141 (40.7)	△ 17,423
不 動 産 業	34,211 (10.0)	34,453 (10.8)	242
サ ー ビ ス 業	39,767 (11.7)	42,155 (13.2)	2,388
地 方 公 共 団 体	- (-)	- (-)	-
そ の 他	14,845 (4.4)	14,878 (4.7)	32
合 計	340,731 (100.0)	319,807 (100.0)	△ 20,923

(注) 1. ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。構成比については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
2. 大口信用供与等規制に伴い、信託勘定を利用した貸付及びグループ企業向け貸付は、与信企業の業種に見直しております。

貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	3	4	1
有価証券	—	—	—
動 産	310	310	—
不 動 産	1,425	903	△521
そ の 他 担 保 物	1,516	465	△ 1,050
小 計	3,255	1,683	△ 1,571
農業信用基金協会保証	25	17	△7
そ の 他 保 証	7,746	4,854	△ 2,891
小 計	7,772	4,872	△ 2,899
信 用	329,703	313,252	△ 16,451
合 計	340,731	319,807	△ 20,923

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	12	—	—	12
	令和3年度	354	—	—	354
危 険 債 権	令和2年度	1,662	—	—	832
	令和3年度	300	—	—	120
要 管 理 債 権	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
小 計	令和2年度	1,674	—	—	844
	令和3年度	654	—	—	474
正 常 債 権	令和2年度	339,176			
	令和3年度	319,270			
合 計	令和2年度	340,850			
	令和3年度	319,925			

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権とは、農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

種 類	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他	
令和2年度					
一 般 貸 倒 引 当 金	729	600	—	729	600
個 別 貸 倒 引 当 金	18	844	—	18	844
合 計	748	1,445	—	748	1,445
令和3年度					
一 般 貸 倒 引 当 金	600	617	—	600	617
個 別 貸 倒 引 当 金	844	474	—	844	474
合 計	1,445	1,092	—	1,445	1,092

貸出金償却額

該当する取引はありません。

主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農 業	454	420	△ 34
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	4	3	0
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	35	31	△ 3
養 鶏 ・ 養 卵	362	344	△ 18
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	52	40	△ 11
農 業 関 連 団 体 等	1,462	2,870	1,407
合 計	1,917	3,290	1,372

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記の「貸出金の業種別残高」における貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,836	3,260	1,423
農 業 制 度 資 金	80	30	△ 50
農 業 近 代 化 資 金	79	28	△ 50
そ の 他 制 度 資 金	1	1	-
合 計	1,917	3,290	1,372

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	369	385	15
そ の 他	-	-	-
合 計	369	385	15

(注)日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

受託業務・為替業務

受託貸付金の残高

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度
日 本 政 策 金 融 公 庫(農 林 水 産 事 業)	369	385
日 本 政 策 金 融 公 庫(国 民 生 活 事 業)	2	1
独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構	16,465	14,457
独 立 行 政 法 人 福 祉 医 療 機 構	26	23
合 計	16,864	14,869

国債等の窓口販売業務実績

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度
国 債	-	-
投 資 信 託	6	10

内国為替の取扱実績

(単位:件、百万円)

種 類		令和2年度		令和3年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	37,718	38,663	34,423	32,812
	金 額	572,940	262,870	536,973	231,865
代 金 取 立	件 数	28	28	20	20
	金 額	14	14	15	15
雑 為 替	件 数	8,622	4,686	8,093	4,315
	金 額	279,077	278,531	277,957	277,952

債務保証

債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	—	—	—
信 用	36	38	2
合 計	36	38	2

有価証券

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
国 債	219,225	162,705	△ 56,520
地 方 債	40,358	19,565	△ 20,792
短 期 社 債	—	—	—
社 債	68,438	63,099	△ 5,339
株 式	11,254	10,873	△ 380
外 国 証 券	480,590	574,416	93,825
そ の 他 の 証 券	257,097	259,047	1,949
合 計	1,076,964	1,089,707	12,743

(注)「その他の証券」には買入金銭債権(保有区分口)が含まれています。

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和2年度								
国 債	56,861	51,778	11,319	-	-	75,636	-	195,597
地 方 債	21,556	9,795	-	-	-	-	-	31,352
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	301	7,542	1,128	2,486	2,086	38,687	13,802	66,035
株 式	-	-	-	-	-	-	32,085	32,085
外 国 証 券	7,227	83,429	131,338	84,664	182,015	82,401	-	571,077
その他の証券	17,498	33,335	21,700	99,038	59,441	7,909	63,422	302,346
令和3年度								
国 債	42,173	20,254	-	-	-	85,558	-	147,985
地 方 債	5,713	4,041	-	-	-	-	-	9,754
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	5,506	2,515	2,602	-	2,082	35,856	11,769	60,332
株 式	-	-	-	-	-	-	33,151	33,151
外 国 証 券	64,848	188,709	70,126	134,443	165,683	56,512	-	680,324
その他の証券	19,639	20,513	41,034	90,275	47,497	7,622	63,344	289,927

(注)「その他の証券」には買入金銭債権(保有区分口)が含まれています。

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

② 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	2,000	2,028	28	1,499	1,509	9
	地 方 債	17,337	17,464	126	4,709	4,729	19
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,200	3,236	36	3,200	3,209	9
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	22,537	22,729	192	9,409	9,448	38
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	22,537	22,729	192	9,409	9,448	38	

③ その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	32,085	10,818	21,266	32,853	10,407	22,446
	債 券	245,814	241,077	4,736	152,180	149,501	2,678
	国 債	181,098	177,068	4,030	114,014	111,766	2,248
	地 方 債	14,014	13,896	118	5,044	4,999	45
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	50,701	50,112	588	33,120	32,735	385
	そ の 他	767,318	689,992	77,325	577,559	521,414	56,145
	外 国 証 券	502,012	466,472	35,539	421,032	403,955	17,077
	その他の証券	265,306	223,520	41,785	156,526	117,459	39,067
	小 計	1,045,218	941,889	103,329	762,594	681,323	81,270
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	297	309	△ 11
	債 券	24,632	24,830	△ 198	56,481	57,313	△ 831
	国 債	12,498	12,587	△ 88	32,470	33,099	△ 628
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	12,134	12,243	△ 109	24,011	24,214	△ 202
	そ の 他	106,105	112,802	△ 6,697	392,692	416,363	△ 23,670
	外 国 証 券	69,065	74,746	△ 5,681	259,291	278,935	△ 19,644
	その他の証券	37,040	38,055	△ 1,015	133,401	137,427	△ 4,026
小 計	130,738	137,633	△ 6,895	449,472	473,986	△ 24,513	
合 計	1,175,957	1,079,523	96,434	1,212,066	1,155,309	56,756	

金銭の信託の時価情報

① 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③ その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	貸借対照表 計上額	取得 原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	貸借対照表 計上額	取得 原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の 金銭の信託	34,096	33,429	667	1,305	△ 637	37,795	37,621	173	1,326	△ 1,152

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

デリバティブ取引等の状況

① 金利関連取引

該当する取引はありません。

② 通貨関連取引

(単位:百万円)

区分		令和2年度			令和3年度			
		契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益	
取引所	通貨先物	売 建	-	-	-	-	-	
		買 建	-	-	-	-	-	
	通貨 オプション	売 建	-	-	-	-	-	
		買 建	-	-	-	-	-	
通貨スワップ		-	-	-	-	-		
店頭	為替予約	売 建	418,188	428,375	△ 10,187	562,814	599,025	△ 36,211
		買 建	-	-	-	-	-	-
	通貨 オプション	売 建	-	-	-	-	-	-
		買 建	-	-	-	-	-	-
計		418,188	428,375	△ 10,187	562,814	599,025	△ 36,211	

(注)上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

③ 株式関連取引

該当する取引はありません。

④ 債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

主要な経営指標の推移

(単位:百万円、口、人、%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	29,494	33,609	37,386	31,866	32,428
業務純益	6,440	6,430	8,019	11,645	12,955
経常利益	6,833	6,898	7,536	12,436	14,512
当期剰余金	5,705	5,764	6,315	10,116	12,238
出資金	78,204	104,221	130,239	131,337	132,435
(出資口数)	(7,820,487)	(10,422,157)	(13,023,938)	(13,133,754)	(13,243,571)
純資産額	196,572	237,575	271,454	295,964	275,060
総資産額	3,107,392	3,258,249	3,315,198	3,317,281	3,247,494
貯金等残高	2,752,410	2,829,464	2,821,313	2,843,330	2,828,343
貸出金残高	292,744	327,235	338,197	340,731	319,807
預け金残高	1,760,230	1,727,992	1,646,723	1,578,053	1,504,673
有価証券残高	882,234	998,927	1,116,701	1,176,808	1,202,933
剰余金配当金額					
・普通出資配当額	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157
・後配出資配当額	199	215	476	730	741
・事業分量配当額	2,396	2,398	2,396	3,397	4,896
職員数	163	149	147	147	143
単体自己資本比率	18.41	17.57	17.00	17.19	17.74

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、「総資産額」は貸倒引当金控除方式により表示しています。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

事業純益

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	増減
事業純益	11,643	12,938	1,295
実質事業純益	11,643	12,955	1,311
コア事業純益	11,598	12,451	853
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	12,477	13,158	680

(注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額

2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位:百万円、%)

項目	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2,995,256	26,448	0.88	3,009,508	26,574	0.88
うち貸出金	345,478	2,172	0.63	333,796	2,113	0.63
うち預け金	1,569,208	9,651	0.62	1,576,399	9,830	0.62
うち有価証券	1,052,704	14,500	1.38	1,069,916	14,524	1.36
資金調達勘定	2,916,268	14,237	0.49	2,920,242	13,660	0.47
うち貯金・定積	2,798,368	14,380	0.51	2,846,175	13,823	0.49
うち譲渡性貯金	5,087	2	0.05	-	-	-
うち借入金	143,244	-	-	109,521	-	-

- (注) 1. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 2. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には支払奨励金が含まれています。
 3. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。
 4. 利回りについては小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

資金調達原価率、総資金利ざや

(単位:%)

項目	令和2年度	令和3年度
資金運用利回り	0.88	0.88
資金調達原価率	0.61	0.59
総資金利ざや	0.27	0.29

- (注) 資金調達原価率、総資金利ざやについては以下の計算式で求めています。
 1. 資金調達原価率 = (資金調達費用(貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 売現先利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息(支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (貯金 + 譲渡性貯金 + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + その他(貸付留保金、従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100
 2. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率
 3. 資金運用利回り、資金調達原価率については小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

事業粗利益

(単位:百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	12,210	12,914
役員取引等収支	1,085	1,088
その他事業収支	1,907	2,610
事業粗利益	15,204	16,613
事業粗利益率	0.51	0.55

- (注) 資金運用収支、役員取引等収支、その他事業収支、事業粗利益率については以下の計算式で求めています。
 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 2. 役員取引等収支 = 役員取引等収益 - 役員取引等費用
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役員取引等収支 + その他事業収支
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
 6. 事業粗利益率については小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

その他諸指標

(単位:百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度
貯貸率(期末)	11.98	11.31
貯貸率(期中平均)	12.35	11.73
貯証率(期末)	41.39	42.53
貯証率(期中平均)	37.62	37.59
一職員当り貯金残高	19,342	19,778
一職員当り貸出金残高	2,317	2,236
総資産経常利益率	0.39	0.45
純資産経常利益率	5.51	6.23
総資産当期純利益率	0.32	0.38
純資産当期純利益率	4.49	5.25

- (注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 2. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返除く)平均残高 × 100
 4. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 5. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返除く)平均残高 × 100
 6. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100
 7. 貯貸率、貯証率、各種利益率については小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	令和2年度増減額	令和3年度増減額
受 取 利 息	868	126
貸 出 金	38	△ 59
預 け 金	△ 1,373	178
有 価 証 券	2,170	23
コ ー ル オ ー ン	—	—
買 入 手 形	—	—
そ の 他	32	△ 17
支 払 利 息	△ 444	△ 577
貯 金 ・ 定 積	△ 197	△ 557
譲 渡 性 貯 金	△ 4	△ 2
借 用 金	△ 246	—
そ の 他	0	0
差 引	1,312	703

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「貯金・定積」には支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の増減額です。

経費の内訳

(単位:百万円)

項 目		令和2年度	令和3年度
人	件 費	1,174	1,170
	役 員 報 酬	88	88
	給 料 手 当	837	834
	うち賞与引当金繰入額	67	67
	福 利 厚 生 費	181	177
	退 職 給 付 費 用	59	63
	役 員 退 職 慰 労 金	1	-
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入	7	7
物	件 費	2,305	2,404
	事 業 推 進 費	483	466
	債 権 管 理 費	0	0
	旅 費 ・ 交 通 費	2	3
	業 務 費	606	596
	負 担 金	206	191
	施 設 費	1,006	1,145
	雑 費	-	-
税	金	80	82
合	計	3,561	3,657

自己資本の充実の状況(単体)

自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、17.74%となりました。

(2) 経営の健全性確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	東京都信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	578億円(前年度578億円)

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	東京都信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	745億円(前年度734億円)

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(3) 自己資本の構成

(単位:百万円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	220,667		227,207	
うち、出資金及び資本準備金の額	131,337		132,435	
うち、再評価積立金の額	6		6	
うち、利益剰余金の額	94,608		101,561	
うち、外部流出予定額(△)	5,285		6,796	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,411		6,546	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6,411		6,546	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	227,078		233,753	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	944	-	1,195	-
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	944	-	1,195	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-

(前ページより続く)

(単位:百万円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	944		1,195	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	226,134		232,558	
リスク・アセット等 (三)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,291,999		1,283,979	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△750		△750	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△750		△750	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	23,449		26,750	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,315,448		1,310,730	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	17.19%		17.74%	

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値よりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(4) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	860	—	—	744	—	—
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	191,977	—	—	146,603	—	—
外国の中央政府及 び中央銀行向け	328,241	—	—	421,389	—	—
国際決済銀行等向け	12,974	—	—	13,673	—	—
我が国の地方 公共団体向け	74,176	—	—	69,044	—	—
外国の中央政府等以 外の公共部門向け	1,001	200	8	1,001	200	8
国際開発銀行向け	5,070	—	—	5,074	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	85,078	3,935	157	114,876	5,406	216
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	1,964,393	363,606	14,544	1,919,247	357,805	14,312
法人等向け	244,396	135,897	5,435	227,022	122,879	4,915
中小企業等向け 及び個人向け	432	268	10	427	264	10
抵当権付住宅ローン	353	123	4	336	117	4
不動産取得等事業向け	—	—	—	2,000	2,000	80
三月以上延滞等	—	—	—	344	—	—
取立未済手形	25	5	0	1,082	216	8
信用保証協会等によ る保証付	157	9	0	143	8	0
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	11,610	11,610	464	11,508	11,508	460
(うち出資等のエクスポージャー)	11,610	11,610	464	11,508	11,508	460
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	251,476	595,462	23,818	249,253	587,396	23,495
(うち他の金融機 関等の対象資本 等調達手段のう ち対象普通出資 等及びその他外 部TLAC関連調達 手段に該当する もの以外のもの に係るエクスポージャー)	30,575	76,439	3,057	26,566	66,415	2,656
(うち農林中央金 庫の対象資本 調達手段に係る エクスポージャー)	190,790	476,976	19,079	190,790	476,976	19,079
(うち特定項目の うち調整項目に 算入されない部 分に係るエク スポージャー)	790	1,976	79	753	1,882	75
(うち総株主等の議 決権の百分の十 を超える議決権 を保有している 他の金融機関等 に係るその他外 部TLAC関連調 達手段に関する エクスポージャー)	—	—	—	—	—	—

(前ページより続く)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	21,505	32,258	1,290	23,564	35,346	1,413
(うち上記以外のエクスポージャー)	7,813	7,811	312	7,578	6,775	271
証券化	32,858	11,215	448	30,687	8,359	334
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	32,858	11,215	448	30,687	8,359	334
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	301,183	169,160	6,766	308,732	186,859	7,474
(うちルックスルー方式)	299,327	145,956	5,838	308,732	186,859	7,474
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	1,856	23,204	928	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		750	30		750	30
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	3,506,268	1,290,744	51,629	3,523,194	1,282,274	51,290
CVAリスク相当額÷8%		1,254	50		1,705	68
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	3,506,268	1,291,999	51,679	3,523,194	1,283,979	51,359
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b = a × 4%		a	b = a × 4%	
	23,449	937		26,750	1,070	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計	所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計	所要自己資本額	
	a	b = a × 4%		a	b = a × 4%	
	1,315,448	52,617		1,310,730	52,429	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(粗利益(正の値の場合に限る) × 15%) の直近3年間の合計額

信用リスクに関する事項

(1) リスク管理方針及び手続の概要

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスク量は、VaRにより信用リスク量を計測し、当会が保有するリスク量やリスク内容について、常勤理事、各部の部署長で構成されたリスク管理委員会を毎月実施し、協議・報告及び対応方針を決定しています。

与信審査については、貸出営業部署から分離した審査担当部署を設置し、個別内部格付の審査・検証、自己査定における第2次査定の実施、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリングを通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なりターンの確保を図っています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき次のとおり計上しています。

なお、資産の評価は貸出営業部署が行い、この査定結果を踏まえ審査担当部署が償却・引当額の妥当性について検証・とりまとめを行うことで、相互牽制を図り、適正に償却・引当を実施しています。

○一般貸倒引当金

自己査定における債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出する将来発生が見込まれる損失額に相当する額を計上しています。

○個別貸倒引当金

自己査定における債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等について、債務者ごとに算出する予想損失額に相当する額を計上しています。

(2) 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付または
 カントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、 S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I、Moody's、JCR、 S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I、Moody's、JCR、 S&P、Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

**(3) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び
 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高**

(単位:百万円)

		令和2年度					令和3年度				
		信用リスクに 関するエク スポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに 関するエク スポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上 延滞エク スポージャー
国	内	2,771,081	578,705	432,876	-	-	2,688,383	596,526	410,098	-	344
国	外	401,144	-	401,144	-	-	494,538	-	494,538	-	-
地域別残高計		3,172,226	578,705	834,021	-	-	3,182,922	596,526	904,637	-	344
法人	農 業	578	578	-	-	-	555	555	-	-	344
	林 業	40	40	-	-	-	50	50	-	-	-
	水 産 業	700	700	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	50,406	35,046	7,984	-	-	45,479	30,269	7,984	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	32,329	30,150	1,503	-	-	32,823	30,594	1,503	-	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	8,010	6,171	1,502	-	-	8,010	6,171	1,502	-	-
	運輸・通信業	49,252	20,203	28,576	-	-	48,204	18,620	29,111	-	-
	金融・保険業	2,302,983	426,074	150,350	-	-	2,141,177	454,739	174,261	-	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	67,164	59,216	6,629	-	-	61,433	54,103	6,011	-	-
	日本国政府・ 地方公共団体	266,153	-	266,153	-	-	215,647	-	215,647	-	-
上記以外	391,161	-	371,321	-	-	627,276	888	468,613	-	-	
個人	520	520	-	-	-	530	530	-	-	-	
その他	2,923	2	-	-	-	1,733	2	-	-	-	
業種別残高計		3,172,226	578,705	834,021	-	-	3,182,922	596,526	904,637	-	344
1年以下		1,941,865	268,781	85,251	-	-	1,936,805	308,165	116,266	-	-
1年超3年以下		252,675	97,404	148,284	-	-	293,922	78,804	210,132	-	-
3年超5年以下		198,643	63,379	135,264	-	-	132,190	61,248	70,942	-	-
5年超7年以下		98,567	18,448	80,119	-	-	148,229	15,346	132,882	-	-
7年超10年以下		187,577	6,384	181,192	-	-	186,111	5,071	181,039	-	-
10年超		240,199	49,933	190,265	-	-	232,534	50,799	181,735	-	-
期限の定めのないもの		252,697	74,375	13,642	-	-	253,127	77,090	11,638	-	-
残存期間別残高計		3,172,226	578,705	834,021	-	-	3,182,922	596,526	904,637	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことをいいます。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーが該当します。

(4) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

① 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他	
令和2年度					
一般貸倒引当金	729	600	-	729	600
個別貸倒引当金	18	844	-	18	844
合 計	748	1,445	-	748	1,445
令和3年度					
一般貸倒引当金	600	617	-	600	617
個別貸倒引当金	844	474	-	844	474
合 計	1,445	1,092	-	1,445	1,092

② 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

③ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額

(単位:百万円)

	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
			目的使用	その他		
令和2年度						
法人	農 業	-	182	-	-	182
	林 業	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-
	建 設・不 動 産 業	-	650	-	-	650
	電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	-	-	-	-	-
	運 輸・通 信 業	-	-	-	-	-
	金 融・保 険 業	-	-	-	-	-
	卸 売・小 売・飲 食・サ ー ビ ス 業	18	12	-	18	12
上 記 以 外	-	-	-	-	-	
個 人	-	-	-	-	-	
合 計	18	844	-	18	844	

(前ページより続く)

(単位:百万円)

	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
			目的使用	その他		
令和3年度						
法人	農 業	182	344	—	182	344
	林 業	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—
	建 設・不 動 産 業	650	120	—	650	120
	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—
	卸 売・小 売・飲 食・サ ー ビ ス 業	12	10	—	12	10
	上 記 以 外	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	
合 計	844	474	—	844	474	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

④ 業種別の貸出金償却の額

該当する取引はありません。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位:百万円)

		令和2年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	—	816,523	816,523	—	866,562	866,562
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	17,394	17,394	—	17,160	17,160
	20%	47,861	1,830,186	1,878,048	43,819	1,810,150	1,853,970
	35%	—	353	353	—	336	336
	50%	137,144	1,500	138,644	137,914	344	138,258
	75%	—	331	331	—	326	326
	100%	34,615	43,154	77,769	24,855	41,129	65,985
	150%	—	21,505	21,505	—	23,564	23,564
	250%	—	221,656	221,656	—	217,609	217,609
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計	219,621	2,952,605	3,172,226	206,590	2,977,184	3,183,775	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーが該当します。

信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	令和2年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	56,753	—	—	79,750	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	74,362	—	—	—	—	—
法人等向け	—	1,500	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	100	—	—	100	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	58	—	693	253	—
合 計	74,362	58,412	—	693	80,104	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したいもの(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引について

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当会では、派生商品取引のうち、外国為替関連取引については、外国債券の為替リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約を行っており、現物銘柄との紐づけ管理等により適切な管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。なお、当会では該当する取引はありません。

(2) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

与信相当額の算出に用いる方法	令和2年度	令和3年度
		カレント・エクスポージャー方式

令和2年度

(単位:百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	4,181	—	—	—	4,181
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	4,181	—	—	—	4,181
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削除効果(△)		—				—
合計	—	4,181	—	—	—	4,181

令和3年度

(単位:百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	55	5,683	—	—	—	5,683
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	55	5,683	—	—	—	5,683
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削除効果(△)		—				—
合計	55	5,683	—	—	—	5,683

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では証券化エクスポージャーに関して、投資の体制、投資時のデューデリジェンス、投資後の管理体制について定めている「証券化案件にかかる管理要領」等に基づき取得・管理をしています。

また、証券化エクスポージャーの主なリスクとして流動性リスクが挙げられ、セカンダリー市場が発達していないため資金化する際に時間を要する可能性や、売却価格が時価からディスカウントされる可能性等が考えられます。

(2) 体制整備及びその運用状況の概要

当会では証券化エクスポージャーの取得時には、資金運用部署において外部格付の確認やプール債権の状況のほか、信用補完の安全性等を検証し、資金運用部署から独立した審査部署が審査を行うことにより内部牽制を図っています。また、取得後には資金運用部署は、時価・外部格付・プール債権の現況等を定期的に審査部署に報告する体制としています。

なお、その運用状況については、リスク管理委員会に報告しています。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

(4) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当会では証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

(5) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

(6) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(7) 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当はありません。

(8) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

(9) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

① 保有する証券化エクスポージャーの額 (単位:百万円)

		令和2年度		令和3年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン バ ラ ン ス	クレジットカード与信	500	—	784	—
	住 宅 □ — ン	10,574	—	9,679	—
	自 動 車 □ — ン	11,123	—	10,956	—
	そ の 他	10,660	—	9,267	—
	合 計	32,858	—	30,687	—
オフ バ ラ ン ス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 □ — ン	—	—	—	—
	自 動 車 □ — ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

② リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

<証券化エクスポージャー>

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	令和2年度		令和3年度		
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額	
オンバランス	0%～ 15%未満	3,231	17	-	-
	15%～ 50%未満	19,941	153	27,035	249
	50%～ 100%未満	9,564	267	3,651	84
	100%～ 250%未満	121	9	-	-
	250%～ 400%未満	-	-	-	-
	400%～1250%未満	-	-	-	-
	1250%	-	-	-	-
	合計	32,858	448	30,687	334
オフバランス	0%～ 15%未満	-	-	-	-
	15%～ 50%未満	-	-	-	-
	50%～ 100%未満	-	-	-	-
	100%～ 250%未満	-	-	-	-
	250%～ 400%未満	-	-	-	-
	400%～1250%未満	-	-	-	-
	1250%	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-

<再証券化エクスポージャー>

該当する取引はありません。

(注)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

- ③ 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

- ④ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクについて

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、次のとおりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

当会では、オペレーショナル・リスク管理体制及び管理対象とするリスク等を「オペレーショナル・リスク管理規程」に定めています。発生したオペレーショナル・リスクは、事後措置や再発防止策を付して四半期ごとにリスク管理委員会へ報告を行っています。なお、発生した事案に応じてコンプライアンス委員会や情報セキュリティ委員会にて詳細な報告を行うことでリスク管理態勢の強化に努めています。

当会ではオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。「基礎的手法」とは1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらをその他有価証券、系統出資、系統外出資、子会社等出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営管理委員会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は経営管理委員会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての總會等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資・子会社等出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統及び系統外出資については、取得原価を記載しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨を記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	32,085	32,085	33,151	33,151
非上場	144,427	144,427	144,427	144,427
合計	176,512	176,512	177,579	177,579

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位:百万円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
558	116	—	—	24	—

(4) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位:百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
21,266	—	22,446	11

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位:百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	299,327	308,732
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	1,856	—

金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

- ① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ② リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ③ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しております。

- ① 流動性貯金に割り当てられた金利改正の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ② 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ③ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ⑥ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ⑦ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、有価証券における外国債券の残高増加によるものです。
- ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

(3) $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ① 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ② 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点)
特段ありません。

(4) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	96,040	93,318	5,017	4,181
2	下方パラレルシフト	-	-	515	16
3	ス テ ィ ー プ 化	41,133	42,877		
4	フ ラ ッ ト 化	2,254	1,925		
5	短 期 金 利 上 昇	24,928	19,616		
6	短 期 金 利 低 下	-	-		
7	最 大 値	96,040	93,318	5,017	4,181
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		232,558		226,134	
8	自 己 資 本 の 額				